

定額給付金、子育て応援特別手当の申請期間は 平成21年10月15日(木)までです！

去る4月15日(水)、市では「定額給付金」「子育て応援特別手当」の申請書を発送しました。

申請期間は**平成21年10月15日(木)まで**の6カ月間です。

申請を済まされていない方は、早めに申請をしてください。

■定額給付金の申請書の送付先

- 平成21年2月1日(基準日)において、給付対象者(西条市の住民基本台帳に記録されている方)の属する世帯の世帯主
- 平成21年2月1日(基準日)において、西条市の外国人登録原票に登録されている方

■子育て応援特別手当の申請書の送付先

- 平成21年2月1日(基準日)において、給付対象児童(※1)の属する世帯の世帯主

※1 子育て応援特別手当の給付対象児童

平成21年2月1日(基準日)において、世帯に属する平成2年4月2日～平成17年4月1日の間に生まれた児童が2人以上いる世帯で、2人目以降の児童のうち、平成14年4月2日～平成17年4月1日の間に生まれた児童(西条市の住民基本台帳に登録または西条市の外国人登録原票に登録されている必要があります)

申請方法

申請書に必要事項を記入・押印し、次の書類を添付の上、同封の返信用封筒に入れて、西条市役所定額給付金事務局(本庁舎)へ返送、または市役所の担当窓口へ提出してください。

■添付書類

- 公的身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポート、住民基本台帳カード、身体障害者手帳など)のコピー
- ※外国人は外国人登録証明書のコピー
- 振込先口座の通帳(見開きページ)またはキャッシュカードのコピー
- ※振り込みによる給付が困難な方には現金での給付を行います。

別居する児童がいる世帯主には「子育て応援特別手当」の申請書を送付できない場合があります。該当する世帯主の方は直接申請を行ってください。

子育て応援特別手当の申請書は、平成21年2月1日(基準日)現在の住民基本台帳で給付対象児童を抽出し、その対象児童の属する世帯の世帯主へ送付しています。

右記の要件に該当する世帯主の方は、子育て応援特別手当の申請・受給ができますが、住民基本台帳での抽出ができませんので、申請書を送付していません。該当する世帯主の方は、市役所の担当窓口へ直接出向いて申請を行ってください。

■申請の際に必要なもの

- 印鑑(スタンプ印不可)
- 給付対象児童と世帯を別にする児童が、同じ人に扶養されていることを証明できる書類(健康保険証など)
- 公的身分証明書と口座確認書類のコピー(上記記載の申請方法にある「添付書類」と同じ)

住民基本台帳で抽出できない申請・受給者

平成21年2月1日(基準日)において、

- ① 平成2年4月2日～平成17年4月1日の間に生まれた児童が2人以上いる
- ② ①に該当する2人目以降の児童のうち、平成14年4月2日～平成17年4月1日の間に生まれた児童が、西条市の住民基本台帳に登録または西条市の外国人登録原票に登録されている
- ③ ①の児童のうち、②に該当しない児童が、②の児童とは別の世帯に属している
- ④ ②と③の児童が、同じ人に扶養されている

以上の要件に該当し、②の児童が属する世帯の世帯主

※子育て応援特別手当の給付対象となる児童は、②に該当する児童で、1人につき3万6,000円を給付します。

定額給付金、子育て応援特別手当の担当窓口

- 西条市役所 定額給付金事務局(市庁舎別館5階)
TEL0897-52-1492 TEL0897-56-5316 TEL0897-56-5317 ※いずれの番号も直通で事務局につながります。
- 東予総合支所(3階)、丹原総合支所(1階)、小松総合支所(1階)

【窓口の開設時間】 月～金曜日(祝日除く) 8時30分～17時15分

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！
これらの防止を図るため、国・県・市などでは電話によるお問い合わせを一切いたしません！**